

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成23年11月4日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いましたが、その概要は次のとおりです。

I 職員の給与と民間給与との較差

<月例給>

公民比較		公民較差(A-B)	
民間給与(A)	職員の給与(B)	較差額	較差率
378,269円	379,902円 (369,274円)	△1,633円 (8,995円)	△0.43% (2.44%)

(注) () 内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第66号)」による臨時的給与削減措置後の数値。

<特別給(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
3.97月	3.95月

II 本年の給与改定等

1 紙料表

給料表については、人事院勧告の内容に準じ、引下げ（最大△0.5%）改定。給与構造改革に伴う経過措置額についても、給料表引下げ改定に見合う措置を実施。

2 職員の所有に係る住居手当

国や他の都道府県において較差解消のために同手当の廃止を行っている状況も踏まえ、本年の公民較差の解消を図るため、同手当を廃止。

月額 1,500円 → 廃止

〔※単身赴任手当受給職員で配偶者等が居住するものについては
月額 700円 → 廃止〕

3 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

職員の年間平均支給月数(3.95月)が、民間企業で支払われた特別給の支給割合と概ね均衡しているため、改定なし。

(一般の職員の場合の現行の支給月数)

平成23年度	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.90月	2.05月	3.95月

4 改定の実施時期

この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）からの実施とする。

5 その他の課題

（1）給与構造改革における経過措置額

経過措置の取扱いについては、職務・職責に応じた給与の決定原則に沿い、見直していくことが適当であると考える。ただし、本県の実情や均衡の原則を踏まえ、見直しの始期や手法を検討していく必要がある。

（2）特殊勤務手当

社会情勢や職員の職務内容の変化に伴う支給環境の変化等を踏まえ、職員の勤務実態や支給内容等の把握に努め、適正な手当の在り方に留意しつつ、適切に対応していく必要がある。